船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示

船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示（昭和四十四年海上保安庁告示第二百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

港名	海岸局の名称	呼出名称	呼出応答チャンネル	通信チャンネル	執務時間	連絡先	備考
（略）							
千葉	（略）						
	千葉港内	ちばこうないほあん（CHIBA HARBOR COAST GUARD RADIO）	一六		常時	東京湾海上交通センター	千葉港千葉航路及び市原航路に関すること（管制通報に関することに限る。）。
（略）							
京浜	（略）						
	横浜港内	よこはまこうないほあん（YOKOHAMA HARBOR COAST GUARD RADIO）	一六	一二	常時	東京湾海上交通センター	京浜港東京東航路、東京西航路、川崎航路、鶴見航路、横浜航路及び京浜運河に関すること（管制通報に関することに限る。）。
（略）							

改正前

別表

港名	海岸局の名称	呼出名称	呼出応答チャンネル	通信チャンネル	執務時間	連絡先	備考
（略）							
千葉	（略）						
	千葉港内	ちばこうないほあん（CHIBA HARBOR COAST GUARD RADIO）	一六		常時	千葉海上保安部港内交通管制室	千葉港千葉航路及び市原航路に関すること（管制通報に関することに限る。）。
（略）							
京浜	（略）						
	横浜港内	よこはまこうないほあん（YOKOHAMA HARBOR COAST GUARD RADIO）	一六	一二	常時	東京海上保安部港内交通管制室	京浜港東京東航路及び東京西航路に関すること（管制通報に関することに限る。）。
						横浜海上保安部港内交通管制室	京浜港横浜航路に関すること（管制通報に関することに限る。）。
						川崎海上保安署港内交通管制室	京浜港川崎航路、鶴見航路及び京浜運河に関すること（管制通報に関することに限る。）。
（略）							